

安城市一般不妊治療費等助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般不妊治療等を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内で支給する安城市一般不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「一般不妊治療等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、安城市生殖補助医療費助成金支給要綱（令和6年4月1日施行）第2条第2項に規定する生殖補助医療及び夫婦以外の第三者からの精子、卵子及び胚の提供による治療方法に係るものを除く。

- (1) ホルモン療法、タイミング法、人工授精等
- (2) 診断のための検査、治療効果を確認するための検査その他治療の一環として行われる検査

3 この要綱において「本人負担額」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般不妊治療等について、医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合において、被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額。ただし、次に掲げる額があるときは、これらを除いた額とする。

ア 当該一般不妊治療等に係る医療費に対する他の法令等の規定による給付の額

イ 医療保険各法の規定による入院時食事療養費の給付に係る標準負担額

- (2) 一般不妊治療等について、医療保険各法の規定が適用されない場合において、当該一般不妊治療等を受けた者が負担すべき額から文書料（第6条第1項第1号に掲げる書類に係るものを除く。）、個室料その他治療に直接関係のない費用の額を控除した額

4 この要綱にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「夫婦」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある女性を含むものとする。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者のいずれかが別の者と民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をしている場合は、この限りでない。

（支給対象者）

第3条 助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- （1）本人又は配偶者が一般不妊治療等を行う期間内に市内に住所を有していること。
- （2）婚姻していること。
- （3）医師によって一般不妊治療等が必要であると認められていること。
- （4）本人及び配偶者が医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であること。
- （5）一般不妊治療等を開始した時点の妻の年齢が43歳未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、本人又は配偶者のいずれかが市長がやむを得ないと認める理由により被保険者等でない場合であって、同項各号（第4号を除く。）のいずれの要件も満たす者であるときは、本人又は配偶者のうち被保険者等のみを支給対象者とする。

（助成対象費用）

第4条 助成金の支給の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、本人負担額とする。ただし、国又は他の地方公共団体からの助成金に類似する助成の対象となっている場合又は医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより付加給付等の支給を受ける場合にあつては、その給付の額を控除するものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象費用の2分の1に相当する額とし、1夫婦当たり1年度につき10万円を上限とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも

のとする。

(助成金の支給申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安城市一般不妊治療費等助成金支給申請書（様式第1）及び安城市一般不妊治療費等助成金支給に係る公簿の閲覧等に関する同意書（様式第2。以下「同意書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類の提出は、公簿の閲覧等によって確認できない場合に限る。

- (1) 安城市一般不妊治療費等助成に係る受診等証明書（様式第3）
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍謄本（外国人にあつては、婚姻証明書）（住民票の写しで婚姻関係が確認できる場合を除く。）
- (4) 限度額適用認定証、高額療養費給付通知書、支給決定通知書等の写し（該当者に限る）
- (5) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、事実上婚姻関係にあることの申立書（様式第4）

2 前項の申請は、あいち電子申請・届出システムを使用して安城市一般不妊治療費等助成金支給申請書及び同意書に記載すべき事項を送信する方法によつてもすることができる。この場合においては、前項の規定により添付する書類及び身分証明書（公的機関が発行した顔写真付きのものに限る。）の画像データをあいち電子申請・届出システムを使用して送信するものとする。

3 前2項の規定による申請は、原則として、申請しようとする年の3月から翌年2月までの診療分について、申請しようとする年の4月から翌年3月までの間に行うものとする。

(助成金の支給決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、申請者に安城市一般不妊治療費等助成金支給承認決定通知書（様式第5）により通知し、助成金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給をしないことを決定したときは、申

請者に理由を付して安城市一般不妊治療費等助成金支給不承認決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給の決定を受けた者があ
る場合は、当該決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命
じなければならない。

（台帳の備付け）

第9条 市長は、助成金の支給状況を明確にするため、安城市一般不妊治療費等助
成金支給台帳を電磁的記録により管理するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた不妊治療等について適用する。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

- 3 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である者であって、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために不妊治療等の開始を延期し、かつ、令和3年2月28日までに不妊治療等を開始したものに対する第3条第5号の適用については、同号中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける不妊治療等について適用し、同日前に受けた不妊治療等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける不妊治療等について適用し、同日前に受けた不妊治療等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第2の書類は、平成24年3月以降の診療分について助成金の支給を受けようとする者について適用し、同月前の診療分についての助成金の支給を受けようとする者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5号の規定は、この要綱の施行の日以後に不妊治療等を開始した夫婦について適用し、同日前に不妊治療等を開始した夫婦については、適用しない。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和4年3月1日以後に受ける不妊治療等について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年3月1日以後に受けた一般不妊治療等について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する